

福島県における天然更新完了基準書

平成24年 8月16日
森 林 計 画 課

1 更新対象地

- (1) 更新対象地は、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書において、天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- (2) 市町村森林整備計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、原則として天然更新を計画しないものとする。
- (3) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても、周囲の森林の状況や、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、天然更新の計画の可否を判断するものとする。

2 更新樹種

更新樹種は、別表1に示す樹種等、将来その森林において高木となりうる樹種とする。

3 天然更新及び天然更新補助作業

この基準書で扱う天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法は、別表2のとおりとする。

なお、自然に推移させると更新が完了しないと判断される場合には、天然更新補助作業を行うものとする。

4 更新の判定基準

(1) 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入すべき稚樹の高さは、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものとする。

(2) 天然更新すべき立木の本数

天然更新すべき期間内に、周辺の植生の草丈を超える樹高以上の更新樹種が期待成立本数の3割（立木度3）以上成立している状態をもって、更新完了を判断する。

なお、5年生の更新樹種の期待成立本数は1ha当たり10,000本を目安とする。

(3) 分布状況

更新樹種の分布状況については、原則として伐採跡地において、おおむね均等に稚樹が生育していることをもって更新完了に必要な条件を満たしているものとみなす。

5 更新調査

(1) 更新調査の目的等

①更新調査は、更新樹種の生育状況及び生育可能性を確認し、更新の完了又は完了に

必要な条件等を判断することを目的とする。

②更新樹種の生育状況は、稚樹の高さ、成立本数及び分布状況により確認する。

③更新樹種の生育可能性については、聞き取りや目視などにより確認する。

(2) 更新調査の実施主体等

更新調査は、市町村が実施することを基本とし、更新対象地ごとに行うものとする。

(3) 更新調査の方法

①天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。

②天然更新の完了の確認は、原則として現地において更新調査により行うものとする。

③更新調査は、標準地調査によるものとする。

④調査区（調査プロット）は更新対象地内に設定することとし、更新対象地が多数の伐採箇所からなる場合は、伐採面積、植生、地質などを踏まえて調査区を設定するものとする。

⑤調査区の数、1 ha未満で2箇所、1 ha以上5 ha未満で3箇所、5 ha以上4箇所以上を目安に現地の状況に応じて増減する。

調査区の大きさは、2 m×2 m～5 m×5 m程度とし、一辺の長さは、調査区における更新樹種又は主要な植物の高さの1.5倍程度とする。

⑥伐採後一定期間が経過し、明らかに更新の判定基準を満たしている場合には、目視による調査も可能とするが、更新の状況が明確に判る写真を記録に残すものとする。

⑦更新調査を行った際には、野帳や写真により、更新調査の記録を残すものとする。
なお、野帳の様式については、別紙3を参考とする。

(4) その他

①更新樹種の成立本数が判定基準に満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日まで天然更新補助作業又は植栽を行うものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

②更新樹種の成立本数が判定基準を満たしている場合であっても、その後の自然の推移に委ねた結果、目標とする森林の成林が見込めない場合は、必要に応じて保育等の施業を行うものとする。

用語の定義

更新	伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすること。
更新樹種	植栽木、前生稚樹、天然下種等により新たに発生する稚樹又はぼう芽稚樹のうち、将来の森林の林冠を構成する樹種に属するもの。
天然更新	天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新。
天然更新補助作業	造林のうち、地表処理、刈出し、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植込み等更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するために行う作業。
更新の完了	伐採跡地において更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林(高木性のもの)が成立すると見込まれる状態とする。

期待成立本数	現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数。
立木度	現在の林分の本数と、当該林分の期待成立本数を対比して十分率で表す。 すなわち、期待成立本数の3割とは、立木度3となる。
周辺の植生	ここでは、更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。

別表1 更新樹種

広葉樹	ブナ、ミズナラ、コナラ、クヌギ、クリ、ケヤキ、オニグルミ、サワグルミ、アカシデ、ハンノキ、ヤシヤブシ、ホオノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、カスミザクラ、マユミ、イタヤカエデ、ハウチワカエデ、ウリカエデ、ウリハダカエデ、トチノキ、アオハダ、シナノキ、ミズキ、ハリギリ、コシアブラ、リョウブ、マルバアオダモ等、将来その森林において高木となりうる樹種
うち、ぼう芽更新が可能な樹種	ミズナラ、コナラ、クヌギ、クリ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ等、将来その森林において高木となりうる樹種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、モミ等、将来その森林において高木となりうる樹種

別表2 天然更新及び天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新		天然更新補助作業	
天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
		植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。	芽かき	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽の優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

写真貼付欄

伐採地全景



更新状況

